

第2 憲法問題に対する弁護士及び弁護士会の基本的立場

憲法に関する各問題は、個々の弁護士の思想信条にも関わるものであり、また政党間で争われるケースも多いことから、「強制加入団体である弁護士会で、思想信条的に意見の分かれる問題について方針を決めるべきではない。」「政治的な問題について弁護士会は中立であるべきで、意見を言うべきではない。」という意見もある。特に、「安全保障と憲法」の問題に関しては、「高度の政治性を有する」との理由で、弁護士会のみならず任意団体である法友会が特定の意見を表明すること自体にも消極的な意見がある。

しかしながら、弁護士法第1条は弁護士の使命を「基本的人権の擁護と社会正義の実現」と定め、その使命に基づいて「法律制度の改善に努力」する義務を弁護士に課している。そして、その使命を果たすために、我々には弁護士自治が認められているのであり、政治権力の行う立法・行政上の行為について常にチェックし、基本的人権や社会正義の観点から懸念される問題があれば、主権者たる国民にそのリスクを知らせ、権力機関にその是正を求めるのは、我々弁護士及び弁護士会の使命と言うべきである。

9条をはじめとする憲法問題についても、その「政治性」を理由に弁護士及び弁護士会が意見を言わないとすれば、政治権力による立憲主義侵犯及び憲法違反行為をチェックすることはおよそ困難となってしまう。その意味において、我々は、あくまで基本的人権の擁護・社会正義の実現の観点から、憲法問題についても、懸念されるリスクについて法理論的に検討・指摘し、問題提起をすべきであろう（もちろん個々の会員の意思や意見を拘束するものではない）。

具体的には、日本国憲法をめぐる改憲論やその他の諸問題に対しては、憲法の基本理念（基本的人権尊重、国民主権、恒久平和主義）を擁護する立場から、

- ① 「個人的基本的人権を保障するために権力を制限する」という立憲主義の理念が堅持され、国民主権・基本的人権の尊重・恒久平和主義など日本国憲法の基本原理が尊重されるべきこと、
- ② 憲法前文に平和的生存権を謳い、9条に「戦争を放棄し、戦力を保持せず、交戦権を否認」する旨を規定したこと（恒久平和主義の原則）は、過去の軍国主義の歴史と先の大戦の惨禍への深い反省に立つものであって、この憲法前文と9条が、戦後70年余の間、我が国の戦争を防ぎ平和を確保するために重要な役割を果たしてきたこと、
- ③ 現在の国際情勢では軍事力の行使や威嚇が世界的な潮流になっている中で、今日においても憲法9条の精神が平和への指針として世界に誇り得る先駆的かつ現実的な意義を有していること、

等の認識を基本とした上で、現実的な解決や対応策を検討すべきである。